

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 27 年6月 12 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500139号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500002号

第1 結論

昭和45年2月から昭和52年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年2月から昭和52年9月まで

請求期間に係る国民年金の加入時期は覚えていないが、その加入手続は、A県B市の市役所旧庁舎において、当時の勤務先であるC社の他の従業員分もあわせて、私が行った。

請求期間の国民年金保険料は、毎月の給料日後に、私が他の従業員から預かった分と合わせて、勤務先のC社の事業主の奥さんに預け、その奥さんが同社に来る市役所の集金人に納付してくれていた。

請求期間当時、一緒に国民年金保険料を払っていた職場の従業員のうち、一人の先輩の氏名及び連絡先が分かっており、また、C社の税務に係る事務を担当していた会計事務所の名称を覚えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続について、B市役所において当時の勤務先であるC社の他の従業員分とあわせて請求者が行い、国民年金保険料は、毎月の給料日後に、請求者が他の従業員から預かった分と合わせて、勤務先のC社の事業主の妻に預け、その妻に納付してもらっていたと主張している。

しかしながら、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたとするC社の事業主の妻及び事業主について、請求者は、「両名とも既に死亡している。」と陳述しており、当該事業主の妻及び事業主から、請求期間当時の状況を聴取することができない上、請求者が、請求期間当時、同じ職場で勤務し、国民年金保険料を一緒に納付していたとして氏名を挙げた職場の先輩は、「私がC社に勤務していたのは昭和46年3月頃までであるが、同社に勤務していた当時には国民年金保険料を納付していなかった。また、請求者を含め、他の従業員が国民年金に加入していたか否かは分からない。」旨陳述しており、請求者の主張を裏付ける事情を確認することができない。

また、請求者の基礎年金番号である国民年金手帳記号番号は、昭和53年2月10日に、B市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるところ、同番号に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、最初の国民年金被保険者資格取得日は昭和52年10月1日と記録されており、請求期間は、国民年金に未加入の期間となっていることが確認でき、同番号によって、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、前述の請求者に係る基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより請求期間について縦覧調査を行ったところ、昭和45年12月14日に、請求者と氏名及び生年月日が一致する国民年金手帳記号番号が、B市において払い出されていることが確認

できるが、同番号に係るB市の資料によると、同番号は昭和45年12月24日に取り消されている上、納付記録の欄を見ても、国民年金保険料の納付記録は見当たらず、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付された記録は確認できない。

加えて、請求者が、請求期間当時にC社の顧問会計事務所であったとする2つの会計事務所に当時の状況について照会したものの、両事務所は不明である旨陳述している上、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500115号

厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500003号

第1 結論

昭和40年4月から昭和43年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女(被保険者の妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和10年生

住所 :

2 被保険者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和3年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年4月から昭和43年8月まで

国民年金の加入手続について、私(請求者)は、昭和49年4月から同年7月頃に、自宅に来たA県B市役所の職員に勧められ、同市役所において私の加入手続を行い、その後、2か月が過ぎた頃、夫(訂正請求記録の対象者)についても同じ職員に国民年金の加入を勧められたので、夫の加入手続を同市役所において行った。

請求期間の国民年金保険料について、前述のB市役所の職員が昭和50年12月中旬に再び自宅に来て、今月中であれば今まで納付していなかった昭和40年以降の国民年金保険料が特例納付できるので、市役所に行くようにと言われ、昭和50年12月26日に、夫の当月分の給料から15万円を持参し、職員に教示されるまま請求期間を含む夫婦二人分の昭和40年4月から昭和46年12月までの国民年金保険料を同市役所で納付し、夫婦同じ内容の領収証書を受け取った。

請求期間について、納付した私の年金記録は納付済みとなっているにもかかわらず、一緒に納付した夫の年金記録は納付済みとなっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間を含む夫婦の昭和40年4月から昭和46年12月までの国民年金保険料を昭和50年12月26日に納付したと主張しているところ、請求者が特例納付したと主張する当該時期は、第2回特例納付実施期間中である。

しかしながら、国民年金保険料の特例納付制度は、国民年金法によると、国民年金の強制加入被保険者期間が納付の対象期間と規定されているところ、訂正請求記録の対象者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)を見ると、最初の国民年金被保険者資格の取得日は、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の昭和43年9月17日と記されており、これらのことから判断すると、請求期間は国民年金の未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を特例納付することができない。

また、特例納付が行われた場合、前述の特殊台帳に納付内容を記録することが規定されているところ、訂正請求記録の対象者に係る特殊台帳を見ると、昭和43年9月から昭和46年12月までの国民年金保険料が特例納付されたことを示す「附則18条43.9~46.12(50.12)¥36,000-」の記録が確認できるが、請求期間の国民年金保険料が納付された記録は無く、当該内容

は社会保険オンライン記録の内容と一致する。

さらに、請求者が、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、当該国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500135号

厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500004号

第1 結論

昭和36年4月から昭和43年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和11年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和43年11月まで

請求期間に係る国民年金の加入について、その詳細は明らかでないが、A県B町(現在は、C市)の実家の母が、昭和36年4月に遡って加入してくれたと思う。

また、請求期間に係る国民年金保険料については、住民票をB町においたままD県E市に転居した昭和44年8月頃に、請求期間の納付書を母から受け取り、同年10月に会社に就職するまでの間に、私が、E市役所又はE市のF団地にあった支所において、当該納付書を用いて一括して納付した。

後日、母に、請求期間に係る領収証書を見せて、国民年金保険料を納付したことについて報告したことを覚えているので、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る国民年金保険料の納付について、請求者は、昭和44年8月頃から同年10月までの間に、母から渡された納付書を用いて、E市役所の本庁又はE市のF団地にあったE市役所の支所において一括して納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、E市において昭和49年11月21日に払い出されているところ、同番号とは別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の検索を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないことから、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したと主張する昭和44年8月頃から同年10月までの時点において、請求者は、国民年金に未加入であり、制度上、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の主張を踏まえると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を過年度保険料として納付したことになるところ、当時の国民年金法において、市町村が収納できる国民年金保険料は、現年度保険料のみであることが規定されている上、請求者が主張する納付時点(昭和44年8月頃から同年10月まで)からすると、時効により納付することができない期間が請求期間に含まれることとなり、これらの請求者の主張は、制度上の取扱いと符合しない。

さらに、請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料の納付書を請求者に手渡したとされる母は既に死亡しており、請求者の主張を裏付ける陳述を得ることができない。

加えて、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。